

令和4年第5回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和4年5月26日（木）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第5回座間市農業委員会定例総会議事録

令和4年5月26日、第5回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之 | 8 小野 たづ子 |
| 2 吉川 充 | 9 井上 俊春 |
| 3 曾根 覚 | 10 小泉 聡 |
| 4 鈴木 寛幸 | 11 草薙 初夫 |
| 5 小林 多賀雄 | 12 大矢 義孝 |
| 6 飯島 英勝 | |

会議を欠席した委員

- 7 大木 秀春

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | | |
|---|------|----|-----|
| 1 | 事務局長 | 山本 | 浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根 | 和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根 | 裕次 |
| 4 | 主事補 | 束田 | 佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第8号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第9号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第27号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 6 議案第28号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 7 議案第29号 新規就農者の認定に関する要綱について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。

これより令和4年第5回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

なお、7番大木秀春委員から欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、5番小林多賀雄委員、11番草薙初夫委員の兩名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和4年4月28日（木）から令和4年5月25日（水）までの概要でございます。

先月、4月28日（木）、この場所におきまして、令和4年第4回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第5条、2件、3筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案といたしましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、2件、12筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件、6筆、農用地利用集積計画について、借人がお二人、貸人がお二人で、農地中間管理事業を利用したものが4筆、令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望についての以上5議案につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、5月4日（水）に開催されました座間市大風まつりの開会式に、会長が来賓としてご参加をされております。

5月11日（水）には厚木市役所で、県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、会長と私が出席をいたしました。

5月19日（木）には農地部会を開催し、本日の議案に対し現地確認と事前協議を行っております。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計6件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきます。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第8号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第9号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第8号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年5月26日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続きまして、日程第4、報告第9号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和4年5月26日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

別途机上に置かせていただきました総括表をご覧ください。

まず、法第4条届出について、畑が2筆、地積合計が385㎡。

法第5条届出について、田が3筆、地積合計が227㎡、畑が6筆、地積合計が1,867㎡。法第5条届出の地積合計が、合計9筆で、地積合計が2,094㎡。

また、法第3条許可申請につきましては、記載のとおりです。

合計、田が合計筆数6筆、地積合計が2,998㎡、畑が合計筆数8筆で、地積合計が2,252㎡で、全ての合計筆数が14筆、地積合計が5,250㎡です。

以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第27号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について及び日程第6、議案第28号、農地法第3条の規定に基づく許可申請を議題といたします。以上の2議案は関連がありますので、一括議題とさせていただきたいと思っております。なお、採決については個別に行います。それでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第27号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年5月26日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

続きまして、日程第6、議案第28号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和4年5月26日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は3ページをご覧ください。

まず議案第27号の譲渡人でございますが、座間市入谷西二丁目■■■■にお住まいの■■■■さん。

議案第28号の譲渡人は、座間市入谷西二丁目■■■■にお住まいの■■■■さん。

譲受人は、いずれも座間市入谷西四丁目■■■■にお住まいの■■■■さんでございます。

土地につきましては、議案第27号が、番号1、座間市入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積、1,004㎡。番号2、入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積、991㎡です。

議案第28号が、入谷西5丁目■■■■、地目、田、地積、776㎡でございます。

案内図につきましては、資料5ページ、6ページをご覧ください。

座間市立入谷小学校西側に位置する市街化調整区域の田と、JR入谷駅西側の田の2筆でございます。

譲受人の ■■■ さんでございますが、市内で約2反弱の田を耕作しております。

■■■ さんにおかれましては、所有する一部の田を農地中間管理事業を利用して貸しているところがありまして、通常ですと、3条で農地を取得するという申請の際は、一般的に経営規模拡大という理由が多いものなのですが、通常、貸し付けている農地があれば、まずそちらを返していただくということが求められるものでございますが、調べたところ、隣接の農家の方が耕作したほうがいいですとか、貸し付けるにしてもいろいろな理由がありますので、個別に判断をしていただければいいのかと考えております。

今回の ■■■ さんの場合も、貸している農地がある一方で、借り受けている農地もございまして、その借りている農地というのは自己所有農地、自分の持っている田の隣であることから、農作業の効率化という観点からするとやむを得ないかというふうに考えておりますし、投機的な目的での農地の取得ではないということは、明らかでございます。

所有する機械は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等一通りの農機具を所有し農業経営をされております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第27号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について及び議案第28号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 　先週の19日に農地部会を開催し、当該地の現場の確認をしてまいりました。その結果、田はよく耕耘されておりまして、特に問題はないという判断をいたしました。

以上です。

議長 　　議案第27号、議案第28号の地区担当委員は鈴木寛幸委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

鈴木委員 　■■■ さんにつきましては、最盛期には大変多く水稻を耕作しておりまして、受託も含めてやってこられました。また、稲作研究会にも所属し、熱心にやっておりましたけれども、病気により耕作面積を大幅に減らされたと聞いております。しかし、現在は、健康も回復して、以前のように農業に励んでおります。現在の自らの耕作は、議

案の中に出ておりましたとおりでございますが、ほかに借りまして水稲、また、徐々に増やしながら耕作をして、そのほかにも田植や刈取りの受託作業、こういうことも請け負っておりまして、本申請については、部会長も申し上げたとおり、問題となるべき事案とは判断していないということで、問題ないと思っております。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第27号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第28号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第29号、新規就農者の認定に関する要綱について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第29号、新規就農者の認定に関する要綱について。

新規就農者の認定に関する要綱について制定したいので、議決を求めます。

令和4年5月26日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料につきましてはお配りしていますホチキスどめされている資料をご覧ください。

本市につきましては、新規就農者の認定に関する明文化された規定が今まで存在していなかったわけございまして、慣例で、例えば、かながわ農業アカデミーを終了後、地元農家での農業従事を経た者を新規就農者という形で認定をしておりましたが、昨今の深刻な担い手不足に対応するために所要の研修を修了した者を新規就農者

と認定するという内容で、今回、ご提案するものでございます。

3月の定例総会では、2名の方の認定をいただきましたが、その際にも多少議論になりましたけれども、そういった内容を盛り込んだ要綱になっております。

それでは、主立った箇所を説明したいと思います。要綱のほうをご覧ください。

まず、第2条の2項、この要項でいう農業研修とは何かというところを列記しております。一番多いのがアカデミーの生産技術科と技術専修科、この間、3月に承認いただいたお二方もここの出身でございます。もしくは、農業大学校。ここでいう農業大学校というのは、神奈川県の場合ですと、県が行っているかながわ農業アカデミーという研修機関なのですけれども、ほかの県に行くと、例えば、何とか県農業大学校というのが、かながわ農業アカデミーのような研修機関なので、他県でこういったところを受けた方もこれに当たるということでございます。

それから、農業高校であったり、農業の専門学校、大学、大学といっても農学部です。それから、農業経営士、または認定農業者の下での研修または営農などで、この中でも認定農業者の方は大勢いらっしゃいますけれども、その下で研修をある程度して、認定農業者の方が、もうこの人は農家として大丈夫という方です。それから、国、地方公共団体、農業団体における農業指導。これは何かそういうのがあったら、その都度考えましょうということです。

あと、ポイントとなるのが、第7条、支援というところなのですけれども、この間の3月のお二人もそうなのですけれども、新規就農者の方に対して、ここの農地は空きそうだけれども行いませんかとか、あるいは、技術的な支援を農業委員会でもしっかりやってみようということを記載しております。これは大体、ほかの市のどの要綱を見ても大体載っているものなので、今後、就農者が農業経営、独り立ちできるような形で皆様にサポートいただければと思っております。

次の第8条の所有権の取得というところなのですが、3月のときに、 さんという方は、3条で農地をもう既に取得をしたと思います。

 さんという方については、利用集積という形で借りているような形なのですが、ここがいろいろ議論がありまして、いきなり3条で農地を取得するのではなく、最初のほうは貸し借りの手続で、借りた状態で行ってみて、ある程度、軌道に乗ってきたら3条なり、農地の取得という流れにしたいと思っておりますので、ここは就農を継続的に営農している者について認めるものとするということを入れております。

主なところは以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第29号、新規就農者の認定に関する要綱について、提案理由並びに補足説明がございました。

　　本案は、さきの農振部会において協議・検討されております。

　　小林多賀雄農振部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農振部会長 　今、曾根庶務係長よりいろいろ説明がありました。それなのですけれども、農振部会でいろいろ話し合いました結論が出ません。でも、言っていることは同じことなのですけれども、担い手を育成するために重要なことなので、それは多分、農業新規の就農者を認定する、はっきりとした基準がありませんので、そこで事務局に原案をつくるように指示しました。

　　農振部会の意見を取り入れたものがこの要綱です。今発表した形のもので、今、聞いていただければ分かると思うのですが、そのような形で農業委員会でつくっていただいた要綱でございます。よろしくをお願いします。

議長 　　農振部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

鈴木委員 　　7条の支援というところなのですけれども、農業をするにはいろいろとやはり資金が必要になってくると思うのです。最初のうちも、全く手でやるなどということは今どき考えられない。そうするとどうしても機械を購入したり、あるいは借りるなりしないと農業などというのはとてもではないけれどもできないと。そういう意味では、資金援助の部分ということについて、何かほかに別の支援に関するものがあるのかどうか。そういうところはどうなっておりますでしょうか。事務局からでも結構です。

議長 　　事務局から。

事務局 　　財政的な支援の部分でございますが、年齢制限はあるのですけれども、若い新規就農者ですと、国から年間150万円ぐらい出るという支援制度がございます。この間、就農した■■■さんという方は今、48歳だったので、その方は、その補助金をもらえるように調整中でございます。これは国の支援でございます。

　　一応、3条に認定基準というのがございまして、ここの(2)に新規就農者として認定する者とするという中に、当然、先ほど言っていたアカデミーを卒業していますかどうかというのを(1)で聞いた後に、では、農業経営に必要な機械とか、そういったものをきちんと確保できますかというのがあるのです。ですので、この段階でもう既にその確保のめどが立っていないとそもそも就農が認定できない。レンタル

でも当然いいのですけれども、借りてやりますでももちろんいいのですけれども、機械が確保できなければ、当然、農業はできないので、そこがある程度クリアになった方が、今回認定を受けられるという形です。

それ以降は、若ければ国の補助金を使ったりということを考えております。

議長 いかがでしょうか。よろしいですか。

今この要綱の一番最後のページに、営農計画書というのが入っています。その裏面に就業準備ということで、農業機材等の詳細を提出するように書いてございますので、この辺で判断をされると、こちらのほうでしていくという形になっていくかと思えます、

以上ですけれども、よろしいですか。

その他ございませんか。

最近、アカデミーを出ていただいて、新規就農の方が座間の場合は随時増えてきております。その関係で、今まで座間市でこういう規定がなかったもので、ほかの市町村の精査をさせていただいた中で、座間市として独自の手法ということでこの要綱を、事務局を中心につくり上げさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

その他、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第29号、新規就農者の認定に関する要綱について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了いたしました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。特段よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 事務局からございますか。

事務局 今ご承認いただきました新規就農者の認定に関する要綱なのですけれども、6月1日から施行できるように準備をしております、この後、法制担当というのですか、

条例ですとか、規則ですとか、そういったものをチェックする部署がありますので、そこと最終調整をする予定です。ですので、言い回しが多少変わるかもしれないのですが、中身自体は変わらないので、少し言い回しの部分だけ多少変更すると思います。ですので、出来上がりましたら、次の総会にでも出来上がったものを皆様にまたお渡しできればと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議 長 あとはいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、以上で、令和4年第5回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時00分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

5 番 _____

11 番 _____